

## 野外活動では、遭難やけがに注意を!

### 防災ワンポイントコーナー

新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えない中、初夏を迎え、ハイキングやキャンプなど屋外活動が楽しい季節となりました。屋外での活動はソーシャルディスタンスもとやすく、感染リスクも減ることが考えられます。最近、老若男女問わず山登りが小さなブームとなっているようですが、アウトドアの活動で特に気を付ける必要があるのは、山菜採りや登山中の遭難・滑落事故と川・湖での水難事故です。

#### 《心がけよう 登山届けと家族への周知》

町やその周辺には、カムイヌプリ（摩周岳）、西別岳、標津岳、武佐岳、斜里岳、羅臼岳、雌阿寒岳、雄阿寒岳などがあり、いずれも1,000m～1,600m程度の高さで、登りやすい山として親しまれています。

山の気象は変わりやすく、登り始めの時は穏やかでも、突然大雨や雹が降ったり、雷が鳴ることもあり、このような時に遭難や滑落などの事故が起こりやすくなります。町内でも、過去には登山中に道に迷ったり怪我をして救助された方もいます。

常にヒグマと遭遇する危険性もあり、1人での登山はたいへん危険です。登山をするときは備え付けの登山届けに必ず記載をし、複数で登山するようにしましょう。複数の山を縦走するなど、2日以上をかけて登山する場合は最寄りの警察への登山計画の提出が必要です。万が一、遭難した場合や天候が急変した場合に備えて、「明るく目立つ色の雨具、防寒着や替えの下着・靴下、タオル、食料、飲料水、携帯電話と携帯電話のモバイルバッテリー、ホイッスル」を持っていきましょう。下山時間が予定よりも遅れそうな時は、家族などに連絡するようにしましょう。

携帯電話にはGPS機能が付いているものがあります。弟子屈消防署の通信指令室では、携帯電話からの119番通報に対して、指令台の地図上に位置情報が示されます。道に迷ったりケガをして動けなくなった時には、慌てず119番通報をして消防署の指示を受けましょう。

## 発生多発! 山岳遭難 あなたの安全対策は、本当に大丈夫?

### 登山の前にチェック

- 自分の体力、技能及び健康状態に合った登山ですか
- 日数合わせのために無理な行程を組んでいませんか
- 気象状況と山岳の気候特性を正しく理解しましたか
- 登山計画書は提出しましたか
  - ・エスケープルート（緊急時の逃げ道）
  - ・パーティ全員で検討・理解する
- 非常時のことも想定した適切な装備をお持ちですか
  - ・低体温症予防の防寒着
  - ・携帯電話・無線機など緊急時連絡手段
  - ・冬山ではビーコンなど雪崩に対する装備
- 連絡、通報のための通信手段はありますか

## 山岳遭難の死亡リスク 交通事故の約90倍(11件に1人が死亡)

山の気候は変化が激しいので、最新の情報を確認しましょう。

気象庁のホームページ  
<http://www.jma.go.jp/>

### 入山するときは ホイッスルを忘れずに

少しでも無理がある時は登山を中止しましょう。事故に遭わなければ、また、いつでも登れるのです。



登山計画書は必ず提出しましょう。

- 《提出先》
- 家庭、クラブ（山岳会）、職場、学校など
- 警察本部、警察署、交番、駐在所

《インターネットでも届出できます》  
（公財）山岳ガイド協会 北海道警察  
コンパス



登山計画書を提出していれば捜索活動がスムーズに行われます。  
登山計画書はあなたの生命を守るツールです。

北海道山岳遭難防止対策協議会

問い合わせ先/役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

## 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援 特別給付金(ひとり親世帯以外分) についてのお知らせ



### 町では、低所得の子育て世帯のため、新たな給付金の支給を実施します

- **支給対象者** 以下の(1)と(2)の両方の要件に当てはまる方  
※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く
  - (1) 養育要件
    - ① 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母など  
(特別児童扶養手当受給児童は20歳未満)  
※令和4年2月末までに生まれた新生児なども対象となります。
  - (2) 所得要件(①または②のどちらかに該当する方)
    - ① 令和3年度住民税(均等割)が非課税となる方
    - ② 1月1日以降に収入が急変し、住民税非課税相当の収入となる方
- **支給額** 対象児童1人あたり 一律5万円  
申請・審査後、可能な限り速やかに支給します。
- **申請方法** 支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。  
詳細な内容は、町公式ホームページ・新聞折込などによりご案内します。  
ご不明な点などはお問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先/役場健康こども課こども支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

## キツネやカラスなどの野生鳥獣に 餌を与えないで!!



近年、人里や住宅地におけるキツネやカラスなどの野生鳥獣による農林業被害、生活環境被害などが問題となっています。

キツネやカラスなどの野生鳥獣へ餌やりをすると、野生鳥獣がそれらの食べ物に依存してしまい餌付け状態になり、その結果、人里に出没し物置への侵入や、畑の作物が荒らされるなどの被害が発生しています。

野生鳥獣と人がうまく棲み分け、共存していくためにも、野生鳥獣の生息地やその周辺では、野生鳥獣をおびき寄せないように十分な注意を払いましょう。

問い合わせ先/役場農林課林務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)